

篠山市立西紀南小学校におけるインターネットの利用に関する校内規定

第1条(趣旨)

この規定は篠山市立西紀南小学校(以下「本校」という)におけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条(インターネット利用の基本)

本校においてインターネットを利用するにあたっては、その教育的効果に十分配慮し、兵庫県青少年愛護条例に準じて行う。

第3条(インターネットの主な利用形態)

インターネットのおもな利用形態は、次の各号に定めるものとする。

(1) 情報発信および受信

教育課程における全ての学習内容に関わる事項を学校のホームページに発信すると同時に、意見等を受信する。

(2) 情報検索および収集

学習に関連する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り、回答を得たりする。

(3) 教材作成

授業で活用できる画像データや文書データを収集、加工して、教材作りに活用する。

(4) 国内および国際交流

電子メールにより、国内および海外の都市・学校との交流を行う。

第4条（個人情報の発信とその範囲）

（1）インターネットを利用して児童の個人情報を発信するにあたっては、青少年愛護条例第 24 条に準じて行う。その個人情報の範囲は次の各号に定めるものとする。

1. 氏 名：原則として姓を使い、名は使わない。ただし、教育上必要がある場合には、姓名を使うことができる。

2. 意見等：児童の意見等については、教育的効果に配慮して発信することができる。

3. 写 真：児童の写真を使う場合は、個人が特定できないよう配慮する。ただし、相手が特定される電子メールにおいては、教育上の必要に応じて、個人写真を使うことができる。

4. 住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、その他の個人情報

これらは発信しないものとする。ただし、相手が特定される電子メールにおいては、住所、電話番号、生年月日を除き、必要に応じて発信することができる。

（2）本校のホームページには、校内規定を掲載し、情報発信がこれらの規定に基づいたものであることをホームページに明記する。また、情報の著作権の帰属先をホームページに明記する。

第5条（教師による指導の徹底）

（1）インターネットを利用する場合、他人を中傷しない、著作権、肖像権、知的所有権に配慮するなどネットワーク利用における基本的モラルやマナーについて十分指導し、児童が正しく理解できるように努める。

（2）児童が発信するデータは、教師が集約し、外部に発信する。

（3）インターネットの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

（4）フィルタリングソフトを活用し、有害情報の閲覧をすることができないようにする。

第6条(個人情報及びデータの保護等)

インターネットを利用するにあたっては、個人情報及びデータ等の安全保護に努める。

(1) インターネットに接続するコンピュータは学校長が特定し、それ以外のコンピュータはインターネットに接続しない。

(2) 回線を通じた外部からの不正進入を遮断する対策を講じる。

(3) インターネットに接続するコンピュータのハードディスクには、個人情報を含むデータを蓄えない。

(4) コンピュータウイルス(コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム)の発見、駆除、予防に努める。

第7条(受信した個人情報の取り扱い)

インターネットを利用して受信した個人情報については、篠山市個人情報保護条例の定めるところにより取り扱う。

第8条(インターネット利用規定の見直し)

学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この校内規定に示した事項の見直しの必要が生じたときは、青少年保護条例の規定と照らして、校内において十分な検討を経て、規定の見直しを行うものとする。